

審議案件に関する概要

平成30年8月20日第一部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成30年2月9日
担当部署	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司	福岡市東区多の津一丁目12番2号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	(仮称) TRIAL小樽新光店 北海道小樽市新光五丁目1番1外6筆	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号	
(3)新設日	平成30年10月10日	
(4)店舗面積の合計	3,762㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	158台
	駐輪場の収容台数	40台
	荷さばき施設の面積	159.5㎡
	廃棄物保管施設の容量	53.55㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	24時間営業
	駐車場の利用時間帯	24時間
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	24時間

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 158 台 = 設置台数 158 台			
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に 78 台を確保。			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に 40 台の駐輪場を整備。 想定される駐車需要に対し、必要な駐車台数を確保している。 			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式。			
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 適切な運行計画とし、特定時間帯に集中しないよう配慮する。 			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 見通しのよい駐車場配置、停止線等の路面表示を看板設置により、場内における歩行者の安全を確保する。 			
	冬期間の駐車場内の除排雪	<ul style="list-style-type: none"> 積雪が生じた場合には除雪に努め、駐車場の一部堆雪スペースとして活用する。 出入口については、車両からの見通しが確保できるよう配慮する。 深夜早朝の除排雪作業は近隣生活環境に配慮し実施しない。 			
(1) 駐車場整備等の配慮	その他配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> オープン時等、繁忙が予想されている場合には交通整理員等の配置を適宜検討する。 			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A	60dB	41.4dB	○
		B	55dB	42.2dB	○
		C	55dB	43.1db	○
		D	55dB	44.9db	○
		E	60dB	50.8db	○
		F	60dB	52.0db	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A	50dB	36.1dB	○
		B	45db	36.9db	○
		C	45db	40.6db	○
		D	45db	42.2db	○
		E	50dB	46.0dB	○
		F	50dB	47.6dB	○

(2) 騒音発生への配慮	夜間の音源ごとの騒音レベル最大値の予測結果					
	予測地点	用途地域名	規制基準値	予測結果	評価	
(2) 騒音発生への配慮	店舗敷地境界における夜間の騒音レベルの最大値	p1	準工業地域	50dB	81.7dB	×
		p2	準工業地域	50dB	66.8dB	×
		p3	準工業地域	50dB	81.6dB	×
		p4	準工業地域	50dB	64.2dB	×
		p5	準工業地域	50db	65.5db	×
		p6	準工業地域	50dB	57.3dB	×
	隣地敷地境界における夜間の騒音レベル最大値	p1'	第一種住居地域	50dB	62.8dB	×
		p2'	第一種住居地域	40dB	52.5dB	×
		p3'	第一種住居地域	40dB	63.9dB	×
		p4'	準工業地域	40dB	59.2dB	×
		p5'	準工業地域	50dB	63.1dB	×
	直近住居壁際における夜間の騒音レベル最大値	p1''	準工業地域	50dB	51.2dB	×
		p2''	第一種住居地域	40dB	52.5dB	×
		p3''	第一種住居地域	40dB	59.1dB	×
		p4''	第一種住居地域	40dB	56.3dB	×
		p5''	準工業地域	50dB	50.6dB	×
	夜間8時間の各予測地点の規制基準値の時間超過率	予測地点	来客車両走行音	大型車両走行音	時間率	評価
		p1''		20.8秒	0.07%	○
		p2''	370.8秒	250.4秒	2.16%	○
		p3''		250.4秒	0.87%	○
p4''			41.0秒	0.14%	○	
p5''			22.1秒	0.08%	○	
(2) 騒音発生への配慮	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行を行うよう指導する。 			
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップを周知・指導する。 夜間の荷さばき作業については、荷捌きドライバーに対し場内徐行、静穏な作業に努めるよう、指導徹底し、周辺生活環境に配慮する。 			

(2)騒音発生への配慮	荷さばき作業等の対策	・ 開店後騒音に関する苦情等が発生した場合には、関係機関と協議の上、遮音壁の設置等周辺状況に応じた対策を講じる。
	付帯設備・施設等の対策	・ 付帯設備については、低騒音型を選定し、必要最小限の稼働とする。また、必要に応じてメンテナンスを実施する。
	青少年等の蝟集等の対策	・ 従業員により適宜巡回を実施する。
	その他の対応方策	・ 駐車場内は段差の少ない構造とする。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 17.50m ³ < 設置容量 53.55m ³
	保管場所の位置、構造等	・ 廃棄物保管施設は屋内設置とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	・ 廃棄物の分別や回収作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・ 計画的な商品仕入れや商品管理を行い、廃棄物の発生量の抑制に努める。 ・ 商品搬入業者に納入容器の減量化を促す。 ・ 家電リサイクル法に基づき、使用済みの家電製品は、引取り・収集・運搬を適切に行う。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・ 加工場や保管施設の定期的な清掃等により、臭気の発生を抑制します。
その他の対応方策	・ 梱包資材の削減に努め、廃棄物の減量化を図る。	
(4)街並みづくり等への配慮	・ 建物に設置する看板及び広告塔は、屋外広告物条例等を遵守したものとする。 ・ 敷地内及びその周辺の清掃・美化に努める。	
(5)防災対策への配慮	・ 具体的な協力要請があれば、可能な限り協力する。	
(6)防犯対策への配慮	・ 未成年のみでの深夜時間帯の来店に対しては、店内放送及び掲示等で注意を促す。	

(7)関係行政 機関との 協議状況	公安委員会（警察）	協議済み（北海道小樽警察書）
	地元市町村	協議済み（小樽市産業港湾部商業労政課、環境課、ごみ減量推進課、都市計画課）
	道路管理者	協議済み（小樽市建設部建設事業課、小樽建設管理部）
	その他関係機関	なし

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道（後志総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする。

III.関係行政機関との協議状況

関係行政機関名	協議の時期、協議内容、対応方針等
<p>公安委員会 (警察)</p>	<p>協議先: 北海道警察小樽警察署 協議日時: 平成 29 年 11 月 10 日、平成 29 年 11 月 28 日 協議内容: 出入口の配置及び誘導経路について了解した。荷さばき施設①は 10t車 が敷地内で転回可能なものとする。</p>
<p>地元市町村</p>	<p>協議先: 小樽市産業港湾部商業労政課 協議日時: 平成 30 年 1 月 20 日、平成 30 年 2 月 8 日 協議内容: 計画内容について確認、夜間の荷さばき作業により騒音予測値が基準を 超過している。届出後関係課より指導助言が出る可能性が高いので、対応 を検討のこと。</p> <p>協議先: 小樽市生活環境部環境課 協議内容: (商業労政課より照会) 騒音レベルの夜間最大値の基準値超過について、定常的な騒音ではな いため即時対策を求めるものではないが、近隣より苦情等が発生した場合 には適切な対策を講じること。</p> <p>協議内容: (24 時間営業を計画しているが、計画地周辺に特に保護すべき緑地や鳥獣 の生息地はあるか) 特別に指定されている地域ではない。</p>
<p>道路管理者</p>	<p>協議先: 小樽市建設部建設事業課 協議日時: 平成 29 年 10 月 31 日 協議内容: 搬入車専用出入口について了承</p> <p>協議先: 小樽建設管理部 協議日時: 平成 29 年 11 月 8 日 協議内容: 新設する出入口の数及び位置については小樽警察署との協議成立を条 件として了承する。工事着工前には道路法に基づく道路工事施工承認申請 書を提出すること。</p>

2 廃棄物等

(1) 指針による廃棄物保管施設容量の算定結果及び設置容量

指針による容量 17.50 m³(算定根拠別紙7)

設置容量 53.55 m³

(2) 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等に関して対策を講じた事項

廃棄物保管施設は屋内設置とし、廃棄物の飛散防止に配慮します。

(3) 廃棄物等の運搬・処理に関して対策を講じた事項

廃棄物の分別や回収作業の迅速化を図ります。

(4) 廃棄物の減量化及びリサイクル等に関して配慮した事項

- ・計画的な商品仕入れや商品管理を行い、廃棄物の発生量の抑制に努めます。
- ・商品搬入業者に納入容器の減量化を促します。
- ・家電リサイクル法に基づき、使用済みの家電製品は、引取り・収集・運搬を適切に行います。

(5) 調理臭や悪臭の発散防止に関して配慮した事項

加工場や保管施設の定期的な清掃等により臭気の発生を抑制します。

(6) その他設置者として廃棄物等に関連する対応方策を講じた事項

梱包資材の削減に努め、廃棄物の減量化を図ります。

3 街並みづくり等への配慮等として講じた事項

- ・建物に設置する看板及び広告塔は、屋外広告物条例等を遵守したものとします。
- ・敷地内及びその周辺の清掃・美化に努めます。

4 防災対策への協力などに対して配慮した事項

具体的な協力要請等があれば、可能な限り協力いたします。

5 防犯対策への協力などに対して配慮した事項

未成年のみでの深夜時間帯の来店に対しましては、店内放送及び掲示等で注意を促します。

(仮称) TRIAL 小樽新光店 騒音に関する配慮事項について

<はじめに>

本年8月20日に開催された第4回大規模小売店舗立地審議会第1部会において、委員ご指摘の事項(「騒音発生への配慮」夜間の音源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果が規制基準値を超過することの是正)について、設置者に対し対応策を求めたところ、別紙のとおり回答があった。

回答の要旨と当振興局の考え方は次のとおり。

1 大型車両走行時の騒音予測の考え方の修正について

届出時の大型車両走行音(中型)の基準距離騒音レベルについては、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き(第2版)」(平成20年10月、経産省発行)に記載されている、時速10km/h非定常走行(発進と停止を繰り返しての走行)を想定して計算した基準距離騒音レベルを使用していた。

しかしながら、本来であれば、上記予測は昼間の駐車場が混雑している際に使用すべきものであり、来客数の少ない夜間においては、同手引に記載されている時速20km/h定常走行(一定の速度での走行)を想定して計算した基準距離騒音レベルを使用すべきであるところ、設置者の錯誤により、本届出がなされたもの。

両者の数値の違いについては、別表1のとおり。

2 設置者における騒音対策について

次に、設置者において、騒音低減への対応策を検討した結果が次のとおり。

- (1) 夜間(22時から6時)の出入口②の閉鎖。(来客車両走行音対策)
- (2) 夜間の荷さばき施設①での搬入車両の転回を住宅側から施設際へ変更。
- (3) 夜間の荷さばき施設②での荷捌き作業(22時台、4時台、5時台の計3台)を荷さばき施設①へ集約。

3 騒音の再予測結果について

1の時速20km/h定常走行を想定して計算した基準距離騒音レベル及び2の騒音対策をもとに、各地点の騒音レベルを再予測した結果、別表2のとおり騒音レベルが削減され、全ての予測地点において、予測値が規制基準を下回る結果となった。

4 その他対応策について

届出書の「その他配慮事項」に記載があるとおり、アイドリングストップの周知・徹底や、夜間荷捌きの静穏作業の徹底指導、開店後騒音に関する苦情等が発生した場合には、関係機関との協議の上、遮音壁等の設置等、周辺状況に応じた対策を講じることとしている。

5 後志総合振興局としての判断

上記のことから、当振興局としては、本件について、一定程度、各委員のご理解がいただけるものとして、設置者からの回答を回付するもの。

なお、時間超過率の考え方については、当振興局としては採用せず、従来の指針に則りご審議いただくことが適当と判断した。

別表 1

	変更前 (ASJ2008) 非定常走行 (10km/h)	変更後 (日本音響学会誌論文) 定常走行 (20km/h)
各パワーレベル	中型車パワーレベル 87.1dB	エンジン・排気系パワーレベル 94.1dB タイヤ騒音パワーレベル 76.8dB
自動車走行音パワーレベル	97.1dB	94.2dB
基準距離騒音レベル	89.1dB	86.2dB

別表 2

(届出時)

予測地点名	用途地域名	区域の区分	適用される規制基準(夜間)	予測結果	評価
P1''	準工業地帯	第三種区域	50dB	51.2dB	×
P2''	第一種住宅地域	第二種区域	40dB	52.5dB	×
P3''	第一種住宅地域	第二種区域	40dB	59.1dB	×
P4''	第一種住宅地域	第二種区域	40dB	56.3dB	×
P5''	準工業地帯	第三種区域	50dB	50.6dB	×

(変更後)

予測地点名	用途地域名	区域の区分	適用される規制基準(夜間)	予測結果	評価
P1''	準工業地帯	第三種区域	50dB	44.1dB (-7.1dB)	○
P2''	第一種住宅地域	第二種区域	40dB	39.3dB (-13.2dB)	○
P3''	第一種住宅地域	第二種区域	40dB	38.9dB (-20.2dB)	○
P4''	第一種住宅地域	第二種区域	40dB	32.1dB (-24.2dB)	○
P5''	準工業地帯	第三種区域	50dB	49.8dB (-0.8dB)	○